

# 生活保護制度における地域差（級地）に関する資料

## － 目 次 －

|  | 頁 |
|--|---|
| 1. 級地の概要 .....                         | 1 |
| 2. 地域差（級地）についての論点と検討の方法 .....          | 2 |
| 3. 一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の地域差の比較 ..... | 3 |
| (参考)生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の地域差の比較 .....  | 5 |
| (参考)一般世帯における消費支出額の地域差の推移 .....         | 6 |
| (参考)級地の変遷 .....                        | 8 |

## 1. 級地の概要

級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的としたもの。

### ○現行の級地間較差（昭和62年度～）

現行の級地は、1級地-1から3級地-2までの6区分のなかで、それぞれの較差を4.5%ずつとして設定している（計22.5%）。

級地間較差（1級地-1=100）

|       | 1級地-1 | 1級地-2 | 2級地-1 | 2級地-2 | 3級地-1 | 3級地-2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 級地間較差 | 100.0 | 95.5  | 91.0  | 86.5  | 82.0  | 77.5  |

### ○現行の級地指定（昭和62年度～）

各市（区）町村ごとに指定している。

級地別市町村数（平成19年4月1日現在）

| 総数    | 1級地-1                | 1級地-2             | 2級地-1             | 2級地-2              | 3級地-1              | 3級地-2              |
|-------|----------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 市町村の例 | 東京都23区<br>横浜市<br>大阪市 | 札幌市<br>千葉市<br>福岡市 | 金沢市<br>静岡市<br>高知市 | 長岡市<br>三島市<br>佐世保市 | 弘前市<br>福知山市<br>今治市 | 結城市<br>篠山市<br>宇和島市 |
| 1,806 | 58                   | 50                | 121               | 79                 | 575                | 923                |

## 2. 地域差(級地)についての論点と検討の方法

現行の地域差(22.5%)は、一般世帯の消費実態を反映した妥当なものとなっているか。

・直近における一般世帯の消費支出額の地域差と生活扶助基準額の地域差を比較

(参考)直近における物価の地域差と生活扶助基準額の地域差を比較

(参考)現行の地域差を設定した当時と直近の一般世帯の消費支出の地域差を比較

→地域差は現行より縮小させてもいいのではないか。

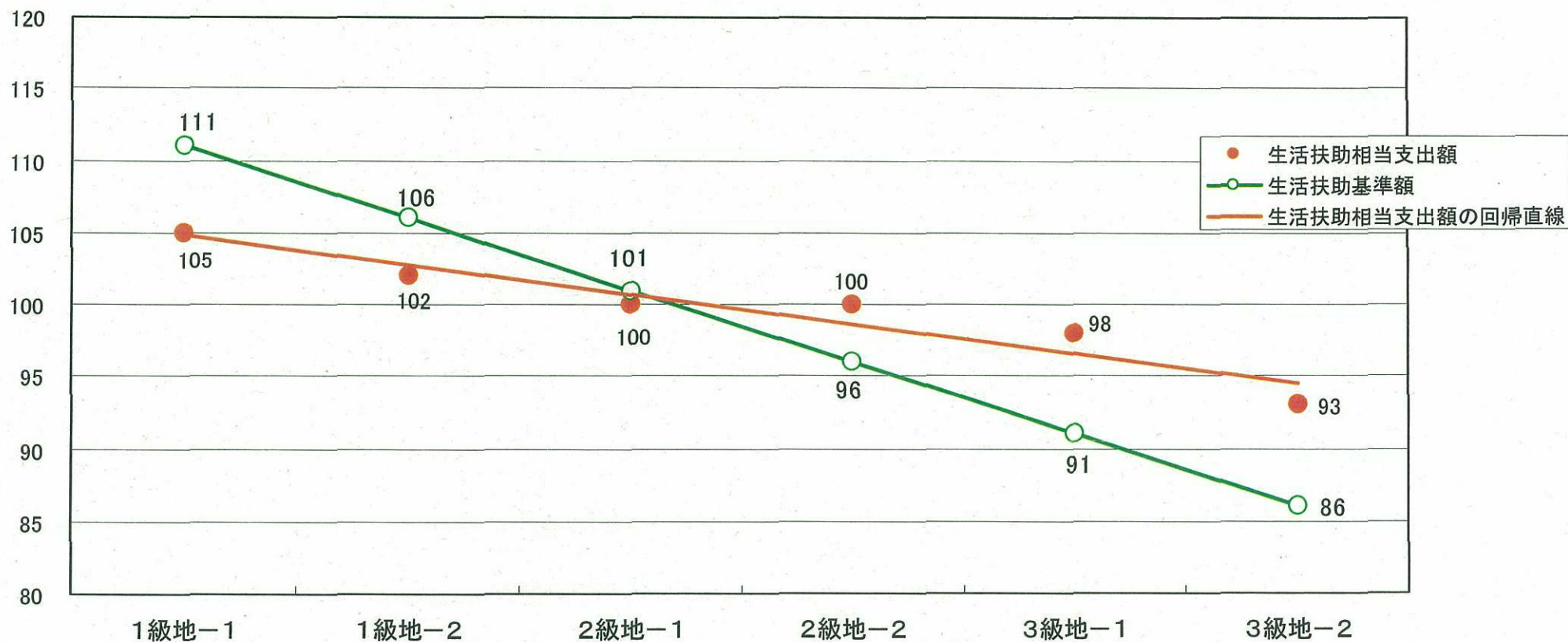
### 3. 一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の地域差の比較

生活扶助基準額の地域差は、一般世帯の生活扶助相当支出額の地域差よりも大きくなっている。

#### (1) 2人以上全世帯(1人あたり)、全収入階級

#### 一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

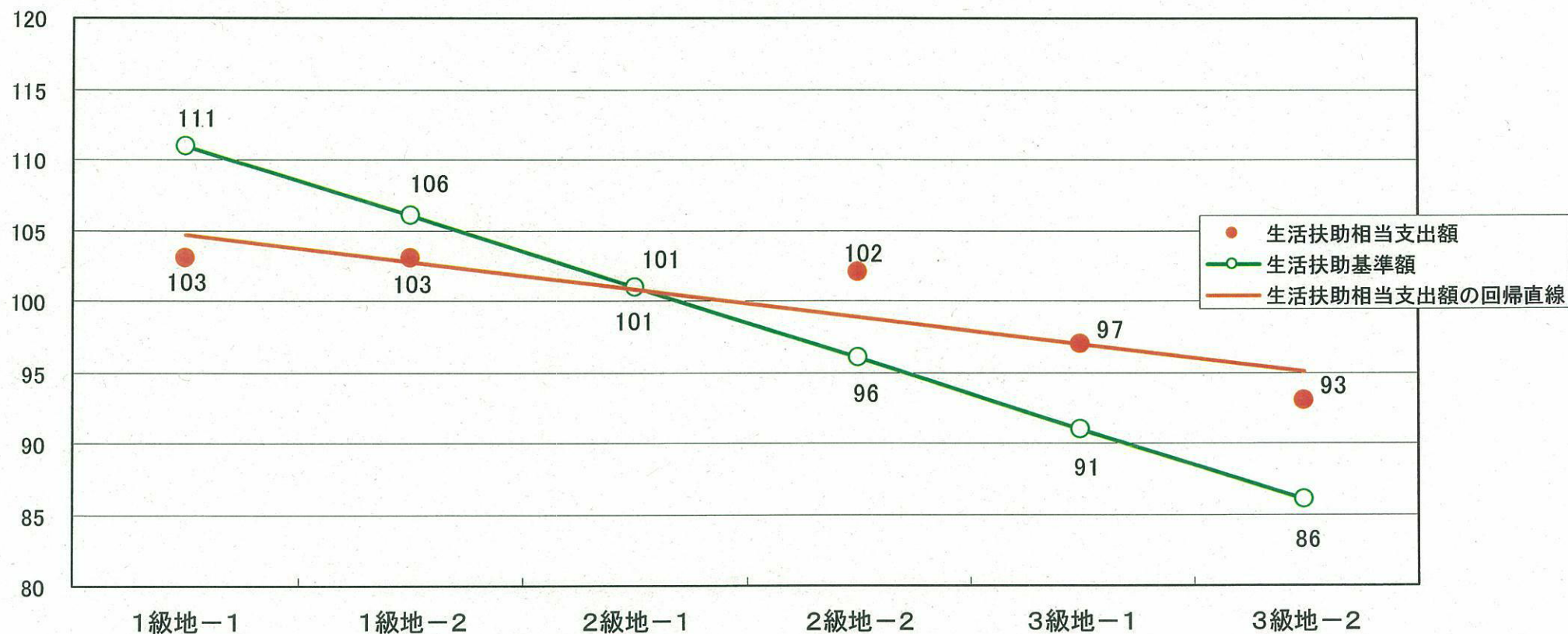
注1)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

注2)生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウエイトで加重平均して算出した。

(2) 2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1～3・五分位

一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

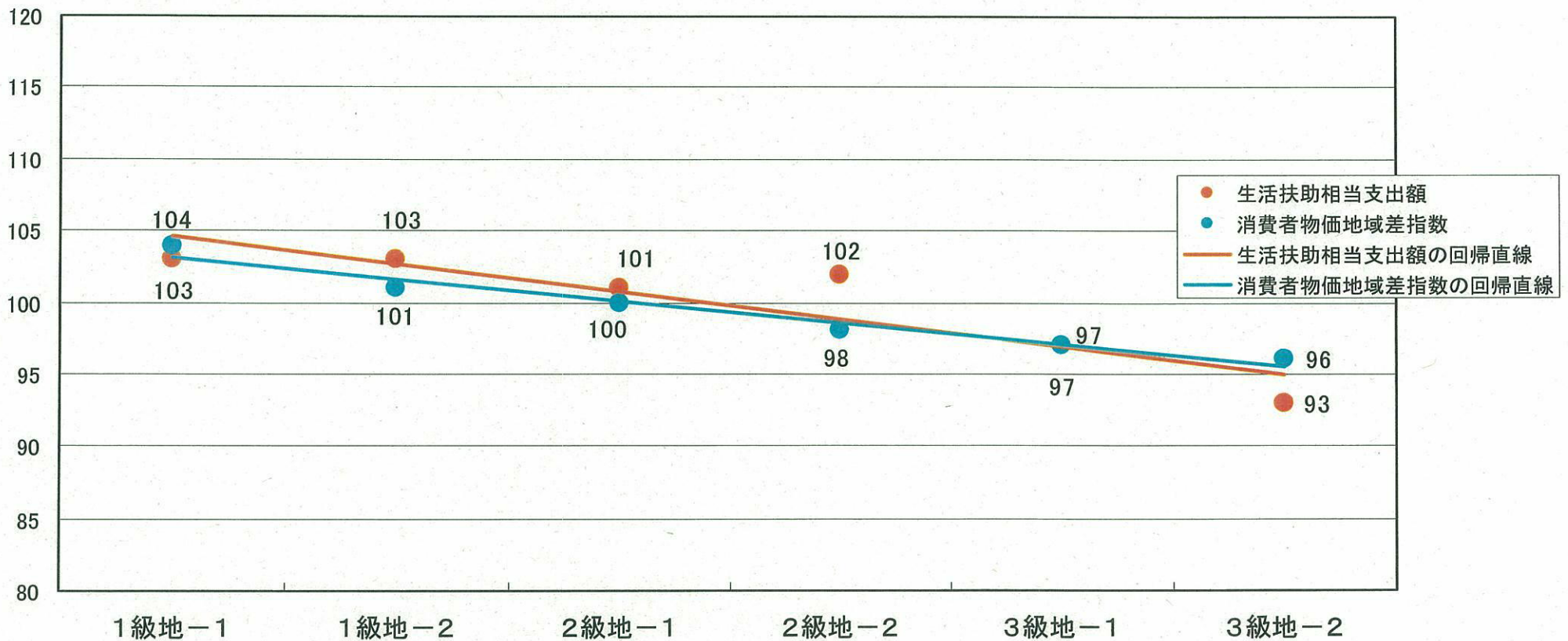
注2)生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウェイトで加重平均して算出した。

(参考)生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の地域差の比較

一般世帯の生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の地域差はほぼ同様となっている。

一般世帯の生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の比較

指数(全国平均=100)



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計、平成14年全国物価統計調査

注1)一般世帯の生活扶助相当支出額は、2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1~3・五分位におけるデータである。

注2)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

(参考)一般世帯における消費支出額の地域差の推移

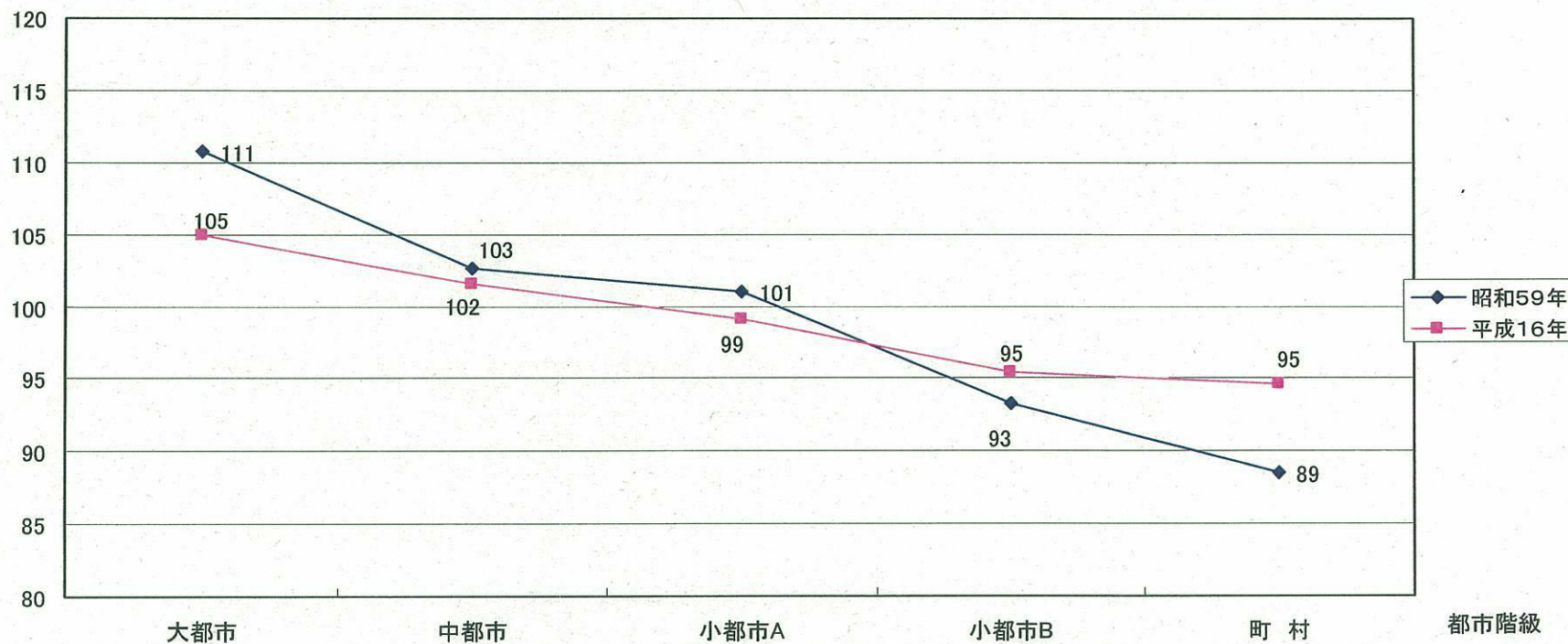
一般世帯における都市階級別1人あたり消費支出額等の推移(2人以上全世帯の昭和59年と平成16年の比較)

一般世帯における消費支出額及び生活扶助相当支出額の地域差は共に縮小する傾向

①消費支出額

1人あたり消費支出額の推移(2人以上全世帯)

指数(全国平均=100)



(平均世帯人員) 3.59人→3.11人  
(集計世帯数) 4,757世帯→5,751世帯

3.75人→3.18人  
16,851世帯→20,330世帯

3.89人→3.27人  
11,307世帯→10,808世帯

3.96人→3.29人  
6,069世帯→5,676世帯

4.17人→3.54人  
10,969世帯→10,547世帯

資料: 全国消費実態調査

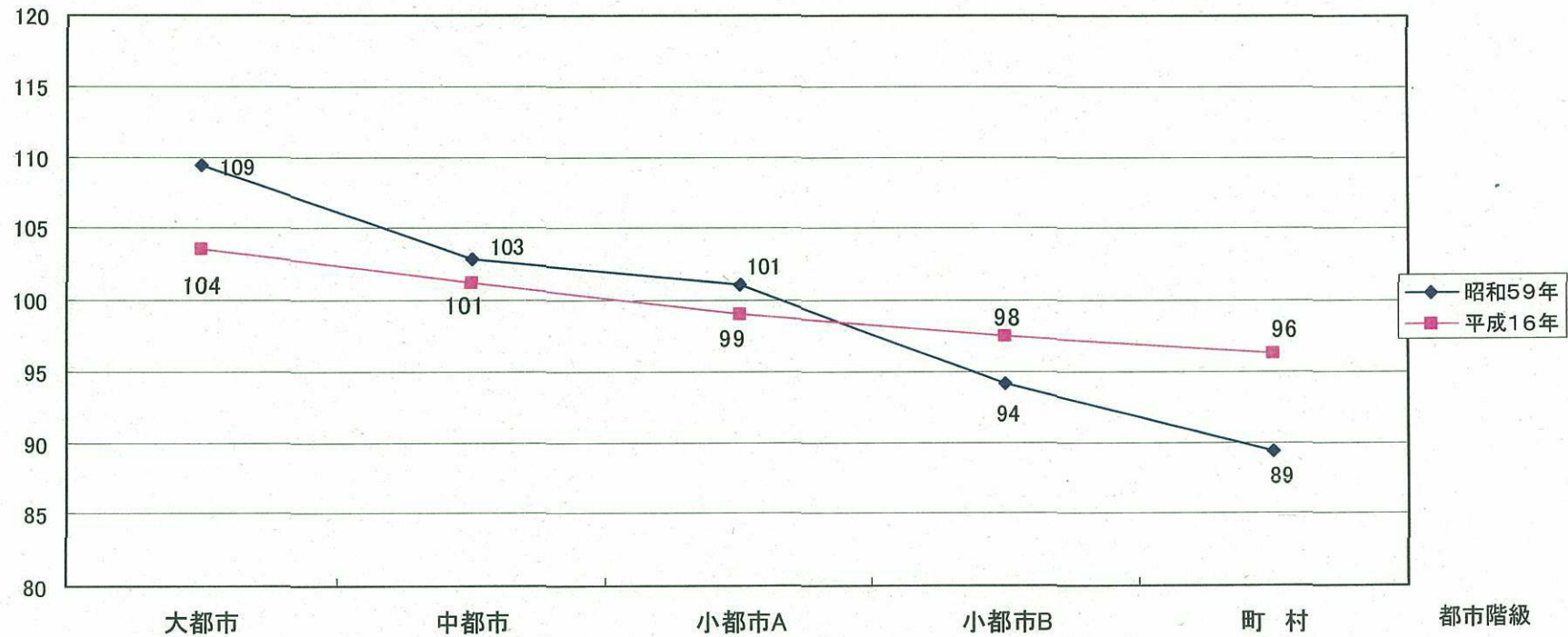
注1) 都市階級 大都市: 政令指定都市及び東京都区部、中都市: 人口15万以上100万未満の市(大都市除く)、小都市A: 人口5万以上15万未満の市、小都市B: 人口5万未満の市

注2) 1人あたり消費支出額は「1世帯あたりの消費支出額」÷「平均世帯人員の平方根」により算出した。

## ②生活扶助相当支出額

### 1人あたり生活扶助相当支出額の推移(2人以上全世帯)

指数(全国平均=100)



資料:全国消費実態調査

注1)生活扶助相当支出額は消費支出額-(家賃地代+保健医療+自動車等関係費+教育)で算出した。

注2)1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。



(参考)級地の変遷

| 区 分                         | 内 容  |
|-----------------------------|--|
| 3 地域区分<br>S21.7~26.4        | 全国を人口規模に応じ3区分し、必要な生計費を算定。  |
| 5 級地制<br>S26.5~28.6         | 物価の地域差に重点を置いた考え方で5区分し、また1級地と5級地の較差を100対85.9と設定。  |
| 6 級地制<br>S28.7~32.3         | 物価等を総合的に考慮した生活水準の差により地域差を設定し、1級地の上に特級地を設けて6区分するとともに、最大較差を100対70と設定。  |
| 4 級地制<br>S32.4~53.3         | 各地域の物価等を勘案して地域差を設定することを基本としつつ、この時期の賃金、物価差等の縮小傾向などを考慮して、特級地と1級地、4級地と5級地をそれぞれ1本化して4級地制とし、また、級地間較差は9%等差とし、最大較差は100対73と設定。   |
| 3 級地制<br>S53.4~62.3         | 流通機構の改善等に伴う国民生活の画一化、さらに消費者物価の地域差の縮小傾向等の社会経済情勢を踏まえて、3級地制として最大級地較差を100対82と設定。  |
| 3 級地制<br>(6 区分)<br>S62.4~現在 | 各地域の一般世帯の生活実態との均衡を可能な限り確保する見地から、最大地域較差を拡大するとともに、近年のモータリゼーション及び情報伝達手段の発達等による国民の日常生活圏域の拡大傾向を踏まえ、級地区分を細分化し、市町村間の差をよりなだらかにした。具体的には、現行3級地制は維持しつつ、各級地をそれぞれ2区分して6区分とし、最大較差を100対77.5（級地間較差は4.5%等差）と設定。 |

| 年次        | 級地区分と級地間較差 |       |       |       |       |       |
|-----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | 昭和26年5月1日  | 1級地   | 2級地   | 3級地   | 4級地   | 5級地   |
|           | 100.0      | 95.5  | 91.1  | 87.0  | 85.9  |       |
| 昭和27年5月1日 | 1級地        | 2級地   | 3級地   | 4級地   | 5級地   |       |
|           | 100.0      | 93.8  | 87.6  | 81.4  | 75.2  |       |
| 昭和28年7月1日 | 特級地        | 1級地   | 2級地   | 2級地   | 4級地   | 5級地   |
|           | 100.0      | 94.0  | 88.0  | 82.0  | 76.0  | 70.0  |
| 昭和32年4月1日 | 1級地        | 2級地   | 3級地   | 4級地   |       |       |
|           | 100.0      | 91.0  | 82.0  | 73.0  |       |       |
| 昭和53年4月1日 | 1級地        | 2級地   | 3級地   |       |       |       |
|           | 100.0      | 91.0  | 82.0  |       |       |       |
| 昭和62年4月1日 | 1級地-1      | 1級地-2 | 2級地-1 | 2級地-2 | 3級地-1 | 3級地-2 |
|           | 100.0      | 99.9  | 91.0  | 90.9  | 82.0  | 81.9  |
| 昭和63年4月1日 | 100.0      | 99.0  | 91.0  | 90.0  | 82.0  | 81.0  |
| 平成元年4月1日  | 100.0      | 97.4  | 91.0  | 88.4  | 82.0  | 79.4  |
| 平成2年4月1日  | 100.0      | 96.4  | 91.0  | 87.4  | 82.0  | 78.4  |
| 平成3年4月1日  | 100.0      | 95.65 | 91.0  | 86.65 | 82.0  | 77.65 |
| 平成4年4月1日  | 100.0      | 95.5  | 91.0  | 86.5  | 82.0  | 77.5  |

経過措置